

令和6年稲敷市農業委員会第12回総会

〔12月10日〕

-
- 日程 1 議事録署名委員の指名について
日程 2 報告第1号 農地法第3条（届出—中間管理機構・円滑化団体の取得）
日程 3 報告第2号 農地法第3条の3（相続等による権利移動）
日程 4 報告第3号 農地法第18条（通知）
日程 5 議案第1号 農地法第3条（委員会）
日程 6 議案第2号 農地法第5条事業計画変更申請
日程 7 議案第3号 農地法第5条（知事）
日程 8 議案第4号 現況証明（農委処分）
日程 9 議案第5号 基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）
日程10 議案第6号 農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）
日程11 議案第7号 農用地利用集積等促進計画の公告について（機構・受け手間契約）
-

本日の会議に付した事件

- 日程 1 議事録署名委員の指名について
日程 2 報告第1号
日程 3 報告第2号
日程 4 報告第3号
日程 5 議案第1号
日程 6 議案第2号
日程 7 議案第3号
日程 8 議案第4号
日程 9 議案第5号
日程10 議案第6号
日程11 議案第7号
-

出席委員

1番	吉田 武君	11番	墳本典勇君
2番	篠崎文夫君	12番	遠藤一行君
3番	黒澤克巳君	13番	足立久美子君
4番	山口幸一君	14番	内田和新君
5番	永野 修君	15番	山口和彦君
6番	宮本信夫君	17番	坂本富男君
9番	坂本和夫君	18番	川島 昇君

10番	村山文雄君	19番	根本脩君
欠席委員			
7番	篠崎惣壽君	16番	飯塚治正君
8番	村松清美君		

出席説明員

農業委員会事務局長	中島臣哉君
農業委員会事務局長補佐	宮本祐司君
農業委員会事務局係長	坂本証君
農業委員会事務局主査	久保田健夫君

午後2時開会

○農業委員会事務局長（中島臣哉君） 令和6年12月の稲敷市農業委員会総会を開会させていただきます。議事進行につきましては、稲敷市農業委員会会議規則第3条の規定により、会長が議長となりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（根本 脩君） それでは、議長を務めさせていただきます。ご協力のほどよろしくお願いいたします。本日の出席委員は16名です。欠席委員は、7番篠崎惣壽委員、8番村松清美委員、16番飯塚治正委員の3名です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により定足数に達しておりますので、本会議は成立をいたします。また本日は、現地調査を行っていただきました推進委員さん9名が出席されております。推進委員の方は、調査を担当した案件についてご意見がある場合は、質疑ありませんかと申し上げた際に、挙手のうえ名前を告げてから発言してください。本日の議事日程はお手元に配布のとおりでございます。

日程1 議事録署名委員の指名について

○議長（根本 脩君） それでは最初に、議事録署名人の指名を行います。

お諮りをいたします。

議事録署名人の指名については、議長一任で御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本 脩君） 異議なしということでございますので、本日の議事録署名人は2番篠崎文夫委員、3番黒澤克巳委員の両名を指名いたします。

日程2 報告第1号 農地法第3条（届出—中間管理機構・円滑化団体の取得）

○議長（根本 脩君） それでは、審議に入ります。

報告第1号「農地法第3条（届出—中間管理機構・円滑化団体の取得）」を議題といたします。事務

局より報告をお願いいたします。

中島事務局長。

○農業委員会事務局長（中島臣哉君）

報告第1号「農地法第3条（届出—中間管理機構・円滑化団体の取得）」について報告いたします。

議案書1ページをお開き願います。

農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届け出2件でございます。申請番号1番、田3筆、畑1筆、6, 770㎡、申請番号2番、田2筆、5, 494㎡になります。いずれも、農業経営基盤強化促進法第7条の規定に基づく農地売買事業により茨城県農林振興公社へ売買したものであります。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） これは報告事項でございますので、ご承認、よろしくをお願いいたします。

日程3 報告第2号 農地法第3条の3（相続等による権利移動）

○議長（根本 脩君） 続きまして、報告第2号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

中島事務局長。

○農業委員会事務局長（中島臣哉君）

報告第2号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）」について報告いたします。

議案書2ページから8ページまでの14件でございます。この届出は、被相続人の死亡により、それぞれの取得日において、相続により農地を取得したものであります。いずれの権利取得者も自作や作業委託により耕作をしております。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） これは報告事項でございますので、ご承認、よろしくをお願いいたします。

日程4 報告第3号 農地法第18条（通知）

○議長（根本 脩君） 続きまして、報告第3号「農地法第18条（通知）」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

中島事務局長。

○農業委員会事務局長（中島臣哉君）

報告第3号「農地法第18条（通知）」について報告いたします。

議案書9ページから16ページまでの11件でございます。農地法第18条第6項の規定による、賃貸借の解約の通知があったものになります。申請番号1番から4番につきましては、双方からの合意解約によるものであります。申請番号5番から11番につきましては、農地中間管理事業により、茨城県農林振興公社との間に利用権を設定した農地につきまして、合意解約するものであります。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） これは報告事項でございますので、ご承認、よろしくをお願いいたします。

日程5 議案第1号 農地法第3条 (委員会)

○議長(根本 脩君) 続きまして、議案第1号「農地法第3条(委員会)」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

久保田主査。

○農業委員会事務局主査(久保田健夫君) 17ページをお開き願います。

議案第1号「農地法第3条(委員会)」

売買による所有権移転6件、贈与による所有権移転2件でございます。

申請番号1番 柴崎字内海、他2地区、田3筆、4,573㎡についてでございますが、受人が経営規模拡大のため買い受けるものでございます。

申請番号2番 甘田字甘田入、田2筆、2,973㎡についてでございますが、受人が経営規模拡大のため買い受けるものでございます。

申請番号3番 角崎字東長作、畑1筆、478㎡についてでございますが、受人が耕作便利のため譲り受けるものでございます。

申請番号4番 犬塚字木戸、畑1筆、4,687㎡についてでございますが、受人が母親から受贈するものでございます。

申請番号5番 桑山字境町、田1筆、1,366㎡についてでございますが、受人が経営規模拡大のため買い受けるものでございます。

申請番号6番 下太田字秋葉台、畑2筆、474㎡についてでございますが、受人が経営規模拡大のため買い受けるものでございます。

申請番号7番 下太田字秋葉台、他1地区、畑2筆、500㎡についてでございますが、受人が経営規模拡大のため買い受けるものでございます。

申請番号8番 伊佐部字伊佐部、田1筆、405㎡についてでございますが、受人が経営規模拡大のため買い受けるものでございます。

調査結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受となる許可要件を満たしていると考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認いたしました。議案第1号の説明は以上です。

○議長(根本 脩君) 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号1番について、篠崎文夫委員より報告をお願いいたします。

○2番(篠崎文夫君) 2番篠崎です。申請番号1番について、報告いたします。

12月4日に濱田推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している認定農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥は委託です。軽トラック2台を所有しております。農作業従事日数は180日、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いします。

○議長(根本 脩君) ありがとうございます。

続きまして、申請番号2番について、吉田委員より報告をお願いいたします。

○1番(吉田 武君) 1番吉田です。16番飯塚委員が欠席のため申請番号2番について代理で報告いたします。

11月30日に原推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している認定農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター2台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機2台、耕運機1台、トラック2台を所有しております。農作業従事日数は270日、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長(根本 脩君) ありがとうございます。

申請番号3番について、山口幸一委員より報告をお願いいたします。

○4番(山口幸一君) 4番山口です。申請番号3番について、報告いたします。

12月3日に沼崎推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台、軽トラック1台を所有しております。農作業従事日数は70日、同一世帯員の農作業従事日数は210日。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長(根本 脩君) ありがとうございます。

申請番号4番について、墳本委員より報告をお願いいたします。

○11番(墳本典勇君) 11番墳本です。申請番号4番について、報告いたします。

12月6日に古渡推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主にジャガイモ、ホウレンソウなどの野菜を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、耕運機1台、トラック1台を所有しております。農作業従事日数200日。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長(根本 脩君) ありがとうございます。

申請番号5番から7番について、川島委員より報告をお願いいたします。

○18番(川島 昇君) 18番川島です。7番篠崎委員が欠席のため申請番号5番について、代理で報告いたします。

12月1日に木村推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人はトマトを栽培している農地所有適格法人であります。受人の農地所有適格法人要件は満たしております。農機具等の所有状況は、軽トラック1台、動力噴霧器12台、高所作業車12台を所有しております。経営面積は95アール。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

続きまして、申請番号6番、7番について報告いたします。

12月4日に土肥推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻、野菜を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、耕運機1台、トラック1台を所有しております。農作業従事日数200日。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お

願います。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号8番について、わたくし根本より報告いたします。

○19番（根本 脩君） 19番根本です。申請番号8番について、報告いたします。

12月4日に黒田推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。地元生産組合が昭和44年に設立され、受人の父親は組合員として農業に携わっていました。当該農地も生産組合が耕作をしており、現在に至ります。以上のことから受人の父親は農地の権利取得の要件を満たしており、平成8年に当該農地の売買をしましたが、所有権の移転登記をされないまま現在に至っております。また、農作業従事日数も160日。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（根本 脩君） 申請番号9番につきましては、公売による所有権のため調査報告は省略いたします。申請番号10番から12番につきましては、茨城県農林振興公社の農地中間管理事業による特例事業の売買のため、調査報告は省略いたします。これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

墳本典勇君。

○11番（墳本典勇君） 申請番号3番、4番について、所有権移転で無償ということですけど、4番は贈与という書き方で、3番も無償で間違いはないですか。2件の書き方の違いはどういうことですか。

○農業委員会事務局（久保田健夫君）

3番、4番の違いについてご説明いたします。3番につきましては、所有者が県外におり管理ができないため、無償でいいので譲り受けてくれる方を探しておりまして、受人の方が自宅から近いので譲り受けてもいいとのことでした。4番につきましては、生前贈与となりますのでこのような書き方としました。双方とも贈与ではありますが、理由が違っていただけから、書き方も変えてあります。

○11番（墳本典勇君） わかりました。

○議長（根本 脩君） ほかにご質問はございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第1号「農地法第3条（委員会）」を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程6 議案第2号 農地法第5条事業計画変更申請

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第2号「農地法第5条事業計画変更申請」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

坂本係長。

○農業委員会事務局係長（坂本 証君） 20ページをお開き願います。

申請番号1番 月出里字上林、畑1筆、1,279㎡についてですが、令和6年8月総会で計画変更の許可をした案件の期間延長のための事業計画変更でございます。圏央道4車線化事業を行うため、一時的に現場事務所や資材置場などの工事用地として農地を一時転用しておりましたが、令和7年4月30日まで期間を延長するものでございます。なお、当該農地につきましては、以前総会にて許可していることから別紙審査表のとおり許可基準に該当するものと考えられます。

以上、議案第2号の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号1番について、埴本委員より報告をお願いいたします。

○11番（埴本典勇君） 11番埴本です。

申請番号1番について、去る6日、古渡推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、圏央道4車線化事業工事の現場事務所、駐車場及び資材置場用地の期間延長であり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第2号「農地法第5条事業計画変更申請」を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程7 議案第3号 農地法第5条（知事）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第3号「農地法第5条（知事）」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

坂本係長。

○農業委員会事務局係長（坂本 証君） 21ページをお開き願います。

議案第3号「農地法第5条（知事）」でございます。

申請番号1番 神宮寺字馬場、畑1筆、908㎡についてですが、非線引き区域、土地改良区域外で周囲を山林や雑種地等に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。転用目的は太陽光発電施設用地、590Wパネル184枚設置。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約も了しております。

申請番号2番 神宮寺字外馬場、畑1筆、958㎡についてですが、非線引き区域、土地改良区域外で周囲を山林や雑種地等に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。転用目的は太陽光発電施設用地、590Wパネル184枚設置。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約も了しております。

申請番号3番 寺内字湯崎、他1地区、畑2筆、1,017㎡についてですが、市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を山林や雑種地等に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断しました。転用目的は太陽光発電施設用地。590Wパネル156枚設置。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約も了しております。

申請番号4番 浮島字蛇峯前、畑1筆、489㎡についてですが、令和6年7月総会において自己住宅用地として所有権移転による転用許可を受けたものでございます。許可後に使用貸借権へ変更したいとの要望があり、再度の許可申請となっております。なお、権利種別の変更以外に一部埋立を行っておりますが、廃棄物対策室との協議は了しております。

申請番号5番 清水字神屋、畑1筆、1,051㎡についてですが、非線引き区域、土地改良区域外で周囲を山林や雑種地等に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。転用目的は太陽光発電施設用地。590Wパネル170枚設置。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約も了しております。

申請番号6番 椎塚字原畑、他1地区、畑2筆、1,578㎡についてですが、椎塚については市街化調整区域、清水については非線引き区域、土地改良区域外で周囲を山林や宅地等に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。転用目的は太陽光発電施設用地。590Wパネル180枚設置。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約も了しております。

申請番号7番 佐倉字佐倉原、畑2筆、1,066㎡についてですが、市街化調整区域、土地改良区域内で市街化区域に近接した小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。申請人は申請地隣地で歯科医を営んでおり、現在医院の前に駐車スペースを設置しておりますが、駐車可能台数が少なく、また利用客の高齢化に伴い、乗り降りのためのスペースを広く取りたいことから新たに駐車場を設置したく申請におよんだものであります。転用計画はスタッフ用8台、来客者用15台となっております。

申請番号8番 佐倉字姥神、畑3筆、1,324㎡についてですが、市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を宅地や雑種地等に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。転用目的は太陽光発電施設用地。590Wパネル176枚設置。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約も了しております。

申請番号9番 江戸崎字狸崎、畑1筆、233㎡についてですが、市街化調整区域、土地改良区域除外済みの第1種農地と判断いたしました。転用目的は駐車場用地。大型車3台となっております。申請人は、申請地付近で建設業を営んでおり、以前より当該地を駐車場として利用していたため、今回は是正追認の申請に及んだものであり、始末書も提出されております。なお、申請地は第1種農地でございますが、農地法施行規則第33条第1項第4号、住宅等の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。

申請番号10番 江戸崎字原、畑1筆、394㎡についてですが、市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を宅地に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。申請人は、現在借家に居住しており、子供の成長に伴い手狭になったことから、自己住宅を建築するものであります。事業計画は木造2階建、66㎡の自己住宅を建築し、取水は水道、汚水・雑排水は合併浄化槽で処理後、放流する計画です。

申請番号11番 西代字東田、田2筆、2,461㎡についてですが、非線引き区域、土地改良区域除外済みの第1種農地と判断いたしました。申請人は申請地周辺でホームセンターを経営しており、従業員も店舗駐車場を使用しており、土日祝日等のピーク時には駐車場が不足しているため、従業員駐車場を設置したく申請に及んだものであります。転用計画は砕石敷の従業員駐車場93台を設置する計画で、廃棄物対策室との協議も了しております。なお、申請地は第1種農地でございますが、農地法施行規則第33条第1項第4号、住宅等の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。

申請番号12番 上須田字上須田、田2筆、2,139㎡についてですが、非線引き区域、土地改良区域除外済みの第1種農地と判断いたしました。申請人は申請地周辺でリサイクル業を営む法人で、経営規模拡大に伴い、再生プラスチック資材の製品を置くスペースが不足し、資材置場を設置したく申請に及んだものであります。転用計画は、周囲を鋼板で囲い、アスファルトで舗装を行い、排水は土地改良の水路へ放流する計画で、土地改良区の施設使用承認書も添付されております。なお、申請地は第1種農地でございますが、農地法施行規則第33条第1項第4号、住宅等の日常生活または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。

これで、議案第3号の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号1番、2番について、吉田委員より報告をお願いいたします。

○1番（吉田 武君） 1番吉田です。

申請番号1番、2番について、去る4日、田仲推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号3番について、川島委員より報告をお願いいたします。

○18番（川島 昇君） 18番坂本です。

申請番号3番について、去る4日、松田推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号4番について、黒澤委員より報告をお願いいたします。

○3番(黒澤克巳君) 3番黒澤です。

申請番号4番について、去る4日、小貫推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、自己住宅用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものがあります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(根本 脩君) ありがとうございます。

申請番号5番、6番について、山口和彦委員より報告をお願いいたします。

○15番(山口和彦君) 15番山口です。

申請番号5番、6番について、去る4日、篠崎委員と藤巻推進員と中沢推進員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものがあります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。また、受人は市内での実績もあり、施工後の管理も問題ありません。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(根本 脩君) ありがとうございます。

申請番号7番、8番について、宮本委員より報告をお願いいたします。

○6番(宮本信夫君) 6番宮本です。

申請番号7番、8番について、去る4日、坂本推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、7番は駐車場用地として利用するもの、8番は太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものがあります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(根本 脩君) ありがとうございます。

申請番号9番、10番について、村山委員より報告をお願いいたします。

○10番(村山文雄君) 10番村山です。

申請番号9番、10番について、去る4日、清原推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、9番は駐車場用地として利用するもの、10番は自己住宅用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものがあります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(根本 脩君) ありがとうございます。

申請番号11番について、坂本和夫委員より報告をお願いいたします。

○9番(坂本和夫君) 9番坂本です。

申請番号11番について、去る4日、坂本推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、駐車場用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものがあります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号12番について、坂本富男委員より報告をお願いいたします。

○17番（坂本富男君） 17番坂本です。

申請番号12番について、去る4日、高城推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、資材置場用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準をみたとおり許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第3号「農地法第5条（知事）」を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程8 議案第4号 現況証明（農委処分）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第4号「現況証明（農委処分）」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

坂本係長。

○農業委員会事務局係長（坂本 証君） 25ページをお開き願います。

議案第4号「現況証明（農委処分）」

登記地目変更のための非農地証明書の交付4件でございます。

申請番号1番 下馬渡字境内、畑3筆、445㎡についてですが、40年以上前から境内地として使用しており、今後耕作に供される見込みがないとの申請になります。

申請番号2番 桑山字下池、畑1筆、132㎡についてですが、耕作に供されず荒廃しているとの申請になります。

申請番号3番 柴崎字居鑓、田1筆、2,664㎡についてですが、平成6年頃より資材置場として使用されており、撮影年月日、平成11年5月30日の空中証明写真と始末書が添付された申請になります。

申請番号4番 伊佐津字北浦、田1筆、294㎡についてですが、耕作に供されず荒廃しているとの申請になります。

以上で議案第4号の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号1番について、吉田委員より報告をお願いいたします。

○1番（吉田 武君） 1番吉田です。16番飯塚委員が欠席のため、代理で報告いたします。

申請番号1番について、去る4日、飯塚委員と栗山推進委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、現地は約40年以上前より境内地として利用されており、今後も耕作の見込みがないことから非農地と判断します。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号2番について、山口和彦委員より報告をお願いいたします。

○15番（山口和彦君） 15番山口です。篠崎委員が欠席のため、代理で報告いたします。

申請番号2番について、去る4日、篠崎委員と木村推進委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、現地は荒廃しており、周囲の状況から見ても耕作することは困難であり、今後も耕作の見込みがないことから、非農地と判断します。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第4号「現況証明（農委処分）」を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程9 議案第5号 基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第5号「基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

宮本局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（宮本祐司君） 26ページをお開き願います。

議案第5号「基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）」についてでございます。

基盤強化法第18条第1項の規定による農地利用集積計画（利用権設定）について、基盤強化法の基本要綱の第9の3の（1）の規定により、農用地利用集積計画案を決定するためご審議を求めるところでございます。

新規設定が、9件、40筆、106,601㎡、再設定が、3件、5筆、35,001㎡の利用権設定でございます。詳細につきましては、議案書のとおりでございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第5号「基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）」を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程10 議案第6号 農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第6号「農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）」を議題といたします。なお、申請番号9番、10番につきましては、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限に、坂本和夫委員が該当いたしますので、9番坂本和夫委員の退室を求めます。

（坂本和夫委員退室）

それでは、事務局の説明をお願いします。

宮本局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（宮本祐司君） 34ページをお開き願います。

議案第6号「農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）」でございます。

農用地利用集積等促進計画案についてご審議を求めるものでございます。

今回は、9件、64筆、145、625㎡についての利用権設定でございます。詳細につきましては、議案書のとおりでございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第6号「農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）」を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

それでは、9番坂本和夫委員の入室を認めます。

（坂本和夫委員入室）

日程11 議案第7号 農用地利用集積等促進計画の公告について（機構・受け手間契約）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第7号「農用地利用集積等促進計画の公告について（機構・受け手間契約）」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

宮本局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（宮本祐司君） 41ページをお開き願います。

議案第7号「農用地利用集積等促進計画の公告について（機構・受け手間契約）」についてでございます。農用地利用集積等促進計画案についてご審議を求めるものでございます。

再転貸が3件、23筆、37,041㎡の転貸計画でございます。詳細につきましては、議案書のとおりでございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。
（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第8号「農用地利用集積等促進計画の公告について（機構・受け手間契約）」を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

○議長（根本 脩君） 以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。慎重審議をいただきましてありがとうございました。

皆さんにお諮りいたします。本定例会中の議案等にかかわる字句、数字、その他の整理を要する件については、その整理を議長に一任することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、異議なしと認めます。

これをもちまして、令和6年12月の稲敷市農業委員会総会を閉会といたします。

大変御苦労さまでございました。

午後2時55分閉会

稲敷市農業委員会会議規則第12条の規定により署名する。

議 長 根 本 脩

2 番 委 員 篠 崎 文 夫

3 番 委 員 黒 澤 克 巳